

中津川市公共施設における飲料自動販売機設置事業者募集要領

中津川市では、中津川市公共施設（以下「施設」という。）において飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置するにあたり、以下により自動販売機を設置する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

第1 設置場所及び台数

所 在	施 設 名	台 数	備 考
中津川市駒場 1522-1	中津川市民病院※	4	1F休憩室
中津川市茄子川 1683-797	東美濃ふれあいセンター	3	1Fロビー

○設置品規格（高さmm×幅mm×奥行きmm）

※中津川市民病院の設置スペースには制限がありますので下記の規格での募集となります。

- ①・・・1830×710×750 以内 ②・・・1830×1000×750 以内
③・・・1830×1000×750 以内 ④・・・1830×710×800 以内

第2 行政財産貸付期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とします。

第3 応募の資格

法人又は個人とし、飲料メーカー企業、ベンダー企業又は飲料水を扱っている業者で、自動販売機の設置及び管理業務を履行できる能力があると認められる事業者であれば応募できます。

ただし、以下の各号に掲げる方は応募者、又は応募者の構成員となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（別紙参照）
- (2) 中津川市の工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱による指名停止を受けている期間中の者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者であって、決定がなされている者
- (4) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していない者
- (5) 中津川市内に本店若しくは支店を有していない者（ただし、応募時に中津川市市有施設の自動販売機設置使用許可を受けている者を除く。）
- (6) 国税又は中津川市税に未納がある者
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (9) 本市が実施した事業者の公募において、価格提案後又は貸付契約後、正当な理由無く辞退し、若しくは第8貸付契約の解除により貸付契約を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者

第4 事業者の業務の範囲

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- (2) 自動販売機に併設して原則として自動販売機1機に1個の割合以上で使用済容器の回収ボックスを設置し、必要に応じて回収ボックスを増設するとともに、事業者の責任で適切に回収・処分すること。

- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

第5 費用負担

(1) 設置費及び撤去費

自動販売機及び付属機器の設置及び撤去に関する全ての費用は、事業者の負担とします。

(2) 電気料（四半期ごとに請求）

次の計算方法により算出した額を実費徴収します。

屋外等で電力供給ができない物件は、電力会社と供給契約を締結すること。

ア 子メーターを設置して使用すること。（設置する電力量子メーターは適正なものとし、その設置費用は設置事業者負担とします。）

・電気料（月額・円未満切捨て）＝ {電力量料金単価（円/Kwh）×当該子メーターの表示する3ヵ月間消費電力料} × 1.05

(3) 貸付料

貸付料は自動販売機の売上の20パーセント以上をご提案いただき、その金額に消費税を加えたものを貸付料とします。貸付料の納付については四半期ごととし、半期終了翌月の10日までに売上報告書を提出いただき、その実績を基に納付書を作成、送付しますので、当月末日までに収めていただきます。

（例）貸付料＝10月～12月の売上×〇〇%（20%以上）＋消費税相当額（5%）

1月10日までに報告書提出 1月31日までに貸付料納付

第6 自動販売機及び設置方法

- (1) 省エネタイプの自動販売機であること。
- (2) 設置する自動販売機については、「学習省エネ」「ピークカット」等の機能搭載及び「真空断熱材採用」等、環境配慮型の機種にするよう努めること。
- (3) ノンフロン対応の機種にするよう努めること。
- (4) ユニバーサルデザインの機種にするよう努めること。
- (5) 同一施設に、2機以上設置する場合のそれぞれの自動販売機の販売内容はすべて異なるものとする。ただし、設置場所が異なる等の理由で特に施設の管理者の承認を得た場合は、この限りではない。
- (6) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行うこと。その際、できる限り施設に負担がかからない方法で設置すること。

第7 貸付条件

事業者は次のことを遵守しなければならない。

- (1) 事業者は貸付物件を目的外に使用し、またはその使用する地位を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) 事業者は貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得ること。
- (3) 事業者は貸付物件の現状を変更したときは、市が認めるものを除くほか、返還の際これを現状に復し、またはその損害を弁償しなければならない。
- (4) 酒類の販売は行わないこと。

第8 貸付契約の解除

次に掲げる事由が生じたときは、市はその契約を取り消し、使用を制限し、または退去させることができる。なお、契約の取消しによって生じた損害について、市は賠償の責めを負わない。

- (1) 第7の貸付条件に違反したとき。
- (2) 市において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (3) 貸付物件の管理が良好でないとき。
- (4) その他貸付の条件に違反したとき。

第9 応募書類の提出

自動販売機を設置しようとする者は、中津川市公共施設等における飲料自動販売機設置事業者選定参加申込書（様式第1号）に次の(1)及び(2)に掲げる書類を添えて(3)に掲げる方法で申し込みを行ってください。なお、任意様式のものについては、サイズはA4版とすること。

- (1) 飲料自動販売機設置計画書（様式第2号）

飲料自動販売機のカタログを添付すること。

- (2) 付属書類

申請者が法人の場合

ア 商業登記簿謄本

イ 国税の納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明書）を提出してください。

ウ 中津川市税の納税証明書（中津川市内に本社又は事業所がある法人の場合）

エ 有価証券報告書又は決算書

オ 自動販売機の運営実績表（中津川市市有施設分とし、書式は自由です。）

※納税証明書及び有価証券報告書又は決算書については、過去2年度分をそれぞれ1部ずつ提出してください。（納税証明書は未納がないこと）

※上記証明書については、いずれも発行後3ヶ月以内のもの（複写したものは不可）を提出してください。

※複数物件を申し込む場合は、申込書、(2)商業登記簿等は1部、設置計画書は物件ごとに提出してください。

申請者が個人の場合

ア 中津川市税の納税証明書を提出してください。

イ 自動販売機の運営実績表（中津川市市有施設分とし、書式は自由です。）

- (3) 申込書等の提出方法

ア 提出場所

〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号

中津川市役所 総務部 契約管財課

イ 提出方法

持参若しくは郵送で提出してください。

ウ 申請書提出期間

平成22年 9月 6日（月）～平成22年 9月24日（金）午前9時～午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

また、郵送により提出する場合は同日同時間までの必着とします。

エ 提出部数

1部

オ 注意事項

- ・提出された申込書等については、一切返却しません。
- ・提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは原則として認めません。

- ・応募者は、1物件につき1つの計画の提案に限らせていただきます。
- ・市は、提出された申込書等を応募者に無断で使用しないものとしませんが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合があります。

第10 募集要領に対する質問

募集要領に対する質問がある場合は、質問書（様式第3号）に記載し、平成22年9月13日（月）午後5時までに申込書の提出先と同じ場所へ提出してください。

すべての質問に対する回答を平成22年9月17日（金）午前9時以降、申込書の提出先と同じ場所で、閲覧することができます。質問者に対し、個別に回答はしません。

また、本募集とは関係ない質問に対しても回答しません。（提出、閲覧ともに土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の午前9時以前と午後5時以降を除く。）

第11 申込書等の評価基準

申込書等を中津川市自動販売機設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて公正に審査します。

選定委員会は、申込書等の提出書類により審査を行い、最も評価の高い事業者に決定します。

主な審査項目

- ・提案貸付料
- ・商品の供給、保守、点検及び空き容器回収計画
- ・自動販売機の仕様等概要
- ・事業者のセールスポイント
（ボランティア活動、災害時の対応、市のイベント協力等具体的に記入すること。別紙作成可）
- ・販売品の種類
- ・故障・緊急時の対応

※なお、審査結果の内容に関するお問い合わせには応じられません。

第12 応募書類提出後の日程

(1) 選定結果通知

平成22年10月上旬を予定

市は、事業者の候補者1団体を選定し、その旨を応募者全員に通知します。

(2) 選定事業者と施設管理者との協議について

選定された事業者は、市と個別に設置場所等の協議を行うものとし、その結果、施設の物理的条件などの問題により、合意に至らない場合もありますので、御了承ください。

(あて先) 中津川市長

申請者 住所
 団体名
 代表者氏名 ⑩
 担当者名
 電話番号

中津川市公共施設における飲料自動販売機設置事業者選定参加申込書

中津川市公共施設における飲料自動販売機設置事業者選定に参加したいので、関係書類を、添付して申し込みます。

◎ 対象物件

物件 NO.	自動販売機設置施設名	最低貸付料
①※	中津川市民病院	売上の〇〇%
②※	中津川市民病院	売上の〇〇%
③※	中津川市民病院	売上の〇〇%
④※	中津川市民病院	売上の〇〇%
⑤	東美濃ふれあいセンター	売上の〇〇%
⑥	東美濃ふれあいセンター	売上の〇〇%
⑦	東美濃ふれあいセンター	売上の〇〇%

※申し込みをしない物件は——で取り消ししてください。

※中津川市民病院の設置スペースには制限がありますので下記の規格での募集となります。

○設置品規格 (高さmm×幅 mm×奥行き mm)

- ①・・・1830×710×750 以内
- ②・・・1830×1000×750 以内
- ③・・・1830×1000×750 以内
- ④・・・1830×710×800 以内

○添付書類

- (1) 飲料自動販売機設置計画書 (様式第2号)
 飲料自動販売機のカタログを添付
- (2) 申請者が法人の場合
 - ア 商業登記簿謄本
 - イ 国税の納税証明書 (「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明書) を提出してください。
 - ウ 中津川市税の納税証明書 (中津川市内に本社又は事業所がある法人の場合)
 - エ 有価証券報告書又は決算書
 - オ 自動販売機の運営実績表 (書式は自由です。)
- (3) 申請者が個人の場合
 - ア 中津川市税納税証明書
 - イ 自動販売機の運営実績表 (中津川市市有施設分とし、書式は自由です。)

様式第2号 (本計画書は物件ごとに作成してください。)

飲料自動販売機設置計画書

1. 提案貸付料 (消費税を含まない)

自動販売機設置施設名	提案貸付料	備 考
	%	最低貸付料：売上の20%

2. 飲料自動販売機の商品の供給、保守、点検及び空き容器回収計画

販売品供給計画	定期 (回/日・週)	その他 ()
空き容器回収計画	定期 (回/日・週)	その他 ()
販売機メンテナンス計画	定期 (回/週・月)	その他 ()

3. 自動販売機概要 (自動販売機のカatalogを必ず添付)

規 格	機 能	収 容 コ ラ ム 数	収 容 数	デザイン等	そ の 他

4. 事業者のセールスポイント及び事故・緊急時の対応

--

